

## 倉敷代官所

江戸時代には、全国の土地がすべて権力者（将軍・大名・旗本等）の領地に分割されていました。そのうち江戸幕府の将軍が直接に支配していたところが幕府直轄領です。それは全国で約400万石にのぼり、関東・飛騨・美濃などには郡代が、その他の地域には代官が派遣されました。

幕府の代官は、旗本（将軍直属の家臣のうち知行高1万石以下で将軍に御目見を許される家格の者）から選ばれ、任地に陣屋を構えて年貢徴収・治安維持・勸農などの民政を担当しました。その実務には手附・手代・書役などの下役人があたりました。

代官管轄地全体は支配所と呼ばれますが、その中には本管地である代官所と、附管地である預所がありました。代官は新任で代官所5万石程を支配し、治績優劣に応じて代官所の増加や任地異動を繰り返し、最大でおよそ10万石を支配しました。

倉敷代官所は、備中国窪屋郡倉敷村に設置された陣屋を拠点とする代官（倉敷代官）が支配する管轄地全体を指します。在地の古文書では「御料」「御代官所」などと呼ばれます。倉敷陣屋は、地理的に中国筋の瀬戸内海沿岸の中心に位置し、山陽地方で唯一幕末まで本陣屋として存続しました。その支配領域は、備中国南部を中心に、美作国、備中国の島嶼である北木島・白石島・真鍋島など、讃岐国の島嶼のうち、小豆島・豊島・直島諸島・男木島・女木島などに及び、さらに讃岐・伊予国の内陸部の飛地を支配していました。このように、海を囲む広い領地を持つことが倉敷代官所の特徴です。玉島湊も一部倉敷代官所に含まれます。

陣屋元村倉敷を中心に、町場・湊町・農村・塩浜・漁村・山村など多彩な幕府領地域社会が広がり、人々は多様な生活を営んでいました。